（調査等）

第百二十一条　経済産業大臣は、荷主が連携して行う貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するために必要があると認めるときは、荷主が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第六十三条を第百十一条とする。

第六十二条の見出しを「（中長期的な計画の作成）」に改め、同条中「、毎年度」を削り、「により」の下に「、定期に」を加え、「第五十九条第一項」を「第百七条第一項」に改め、「ための」の下に「中長期的な」を加え、同条を第百十条とする。

第六十一条第一項中「荷主」の下に「（認定管理統括荷主（第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第三項第一号を次のように改める。

一　第百五条各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

第六十一条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、特定荷主が認定管理統括荷主又は管理関係荷主となつたときは、当該特定荷主に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第六十一条を第百九条とする。

第六十条中「第五十八条第一号」を「第百六条第一項第一号」に、「第五十八条第三号」を「第百六条第一項第三号」に改め、同条を第百八条とする。

第五十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条を第百七条とする。

第五十八条の見出しを「（荷主及び準荷主の努力）」に改め、同条中「（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

2　準荷主は、基本方針の定めるところに留意して、荷主が実施する前項第一号及び第二号に掲げる措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、次項に規定する指示を適切に行うよう努めなければならない。

3　前項の「準荷主」とは、自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。）に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者（荷主を除く。）であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行う日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。

第五十八条を第百六条とし、第四章第一節第二款中同条の前に次の一条を加える。

（荷主の定義）

第百五条　この款において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。

一　自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。次号において同じ。）に関して貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者（当該者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送の全てについてその輸送の方法等が同号に掲げる者により実質的に決定されている場合を除く。）

二　自らの事業に関して他の事業者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送について当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者として経済産業省令で定める要件に該当する者

第五十七条第一項中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、第四章第一節第一款中同条を第百四条とする。

第五十六条第一項中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に改め、同条を第百三条とする。

第五十五条中「、毎年度」を削り、「により」の下に「、定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十四条第一項中「貨物輸送事業者」の下に「（認定管理統括貨客輸送事業者（第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者が認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者となつたときは、当該特定貨物輸送事業者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第五十二条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第五十一条を削る。

第五十条第二号中「第四十四条又は第四十六条」を「第八十九条又は第九十一条」に改め、同条第三号中「前条」を「第九十六条」に改め、第三章第四節中同条を第九十八条とする。

第四十九条第一号中「第四十条第一号」を「第八十五条第一号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第八十八条第三項、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

第四十九条第三号中「第四十七条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改め、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」を「前二条」に改め、同条第五号中「不正な」を「不正の」に改め、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（帳簿の記載）

第九十七条　登録調査機関は、帳簿を備え、確認調査の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四十八条中「第四十三条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条を第九十五条とする。

第四十七条第一項中「第九十九条第二号」を「第百七十四条第二号」に改め、同条第二項中「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」に改め、同条を第九十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（秘密保持義務）

第九十三条　登録調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、確認調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（適合命令）

第九十四条　経済産業大臣は、登録調査機関が第八十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、登録調査機関に対し、同項各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十六条を第九十一条とし、第四十二条から第四十五条までを四十五条ずつ繰り下げる。

第四十一条第一項中「第三十九条」を「第八十四条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第八十六条とする。

第四十条第二号中「第四十九条」を「第九十六条」に改め、同条を第八十五条とする。